

○松山養護老人ホーム事務組合文書法制審議会条例施行規則

制 定 平成 28 年 3 月 28 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山養護老人ホーム事務組合文書法制審議会条例（平成 28 年条例第 1 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 本組合文書法制審議会に関しては、松山市文書法制審議会条例施行規則（平成 28 年松山市規則第 47 号）を準用する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(松山養護老人ホーム事務組合情報公開審査会規則及び松山養護老人ホーム事務組合個人情報保護審議会規則の廃止)

2 松山養護老人ホーム事務組合情報公開審査会規則（平成 16 年規則第 3 号）及び松山養護老人ホーム事務組合個人情報保護審議会規則（平成 16 年規則第 5 号）は、廃止する。